三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（C－D）×α＋D（C－Dが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

C　統合前の上水道事業又は統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

D　統合水道における高料金対策の繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（C－D）×α＋D（C－Dが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

C　統合前の上水道事業又は統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

D　統合水道における高料金対策の繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。